

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別紙仕様書、図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする物品の売買契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書記載の物品（以下「物品」という。）を頭書記載の納入期間（以下「納入期間」という。）内に納入し、発注者に引き渡すものとする。

（権利義務の譲渡等）

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（秘密の保持）

第3条 受注者は、この契約上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後も同様とする。

（納入方法）

第4条 受注者は、物品を納入するときは、発注者が交付した注文書に従って指定された期日（以下「納入日」という。）に一括して納入するものとする。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めたときは、分割して納入することができる。

（費用の負担）

第5条 この契約の締結に要する費用及び物品の納入に必要なすべての費用は、受注者の負担とする。

（検査）

第6条 発注者は、第4条の規定により受注者が物品を納入したときは、発注者の職員をして速やかに検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。

2 前項の検査を行う場合において必要があるときは、発注者は物品の一部を使用し、若しくは加工、分析し、又はその他試験により検査を行うことができる。

3 受注者は、第1項の検査に合格しないものについては、遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに物品を納入するものとする。この場合においては、第4条及び前2項の規定を準用する。

4 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、すべて受注者の負担とする。

（危険負担）

第7条 前条の引渡しの前に物品の亡失、き損等は、すべて受注者の負担とする。

（契約不適合責任）

第8条 発注者は、引き渡された物品の種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課すものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同項の規定による履行の追完を請求することができない。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

（2）受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。

（3）契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

4 第1項の契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前項の規定による代金の減額を請求することができない。

（契約不適合責任期間）

第9条 発注者は、引き渡された物品に関し、契約不適合を知った日から1年以内（使用期限が1年未満のものにあつては、当該使用期限内）にその旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りでない。

（代金の支払い）

第10条 発注者は、物品の引渡しを受け、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に契約金額を支払わなければならない。

2 この契約の締結後、法令の改正等により、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

（契約内容等の変更）

第11条 発注者は、必要がある場合は、受注者と協議の上、納入物品の規格等を変更させ、又は納入を一時中止させることができる。

（発注者の催告による解除権）

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であると

きは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、納入期間内に納入しないとき又は納入期間の経過後相当の期限内に債務の履行を完了する見込みがないとき。
- (2) 債務の履行を放棄し、又は正当な理由がなくてこれを中止したとき。
- (3) 正当な理由なく第8条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 受注者又はその使用人が検査若しくは監督に際し、発注者の指示に従わず、又は職務の執行を妨げ、若しくは詐欺その他の不正行為をしたとき。
- (5) 前各号のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第12条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の物品を納入することができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 第15条又は第15条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者について破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
- (7) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、事業執行が困難と見込まれるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が第12条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（談合その他不正行為による解除）

第12条の3 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして、独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下この条において「抗告訴訟」という。）が提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「課徴金の納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (3) 公正取引委員会が受注者に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、受注者が抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 公正取引委員会が行った排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「排除措置命令等」という。）において、この契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (5) 排除措置命令等により、受注者等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（排除措置命令等に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該独占禁止法違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (6) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

（暴力団排除措置による解除）

第12条の4 発注者は、受注者（受注者が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員。以下この条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 受注者の役員等（法人にあつては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 受注者の役員等が、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団

又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

- (5) 受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (6) 受注者の役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 受注者の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に売買契約代金債権を譲渡したとき。

（不当要求による解除）

第12条の5 発注者は、受注者（受注者が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員。以下この条において同じ。）が、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) この契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて発注者の信用を棄損し、又は発注者の業務を妨害する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が発注する物品の受注者として不適切であると認められる行為

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第13条 第12条各号又は第12条の2各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、各条の規定による契約の解除をすることができない。

（協議解除）

第14条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の催告による解除権）

第15条 受注者は発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第15条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第11条の規定により、契約金額が2分の1以下に減少したとき。
- (2) 第11条の規定により、中止の期間が納入期間の3分の2以上に達するとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反により履行することが不可能となったとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条 第15条又は第15条の2各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときには、受注者は、各条の規定による解除をすることができない。

（談合等に係る違約金）

第17条 受注者は、この契約に関して、第12条の3各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、契約金額の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第12条の3第1号から第5号までに掲げるもののうち、決定の対象となる独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超える場合は、発注者は、その超過分につき賠償を請求することができる。

（発注者の損害賠償請求等）

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 納入期限内に物品を納入することができないとき。
 - (2) この納入物品に契約不適合があるとき。
 - (3) 第12条、第12条の2、第12条の3、第12条の4又は第12条の5の規定により、物品の一部又は全部の納入後に、この契約が解除されたとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第12条、第12条の2、第12条の3、第12条の4又は第12条の5の規定により、物品の納入前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約の解除をした場合は、前項第2号に該当するとみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について会社更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について民事再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第25号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当するとみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、発注者は、契約金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により定められた率の割合で計算した額を請求することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第19条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(1) 第15条又は第15条の2の規定により、この契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第10条の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領代金につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される支払遅延防止法第8条第1項の規定により定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（不当介入への対応）

第20条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、当該不当介入を管轄する警察署長に通報するとともに、発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の規定による発注者への報告を行った場合において、不当介入を受けたことにより、当該契約につき履行遅滞等が生じるおそれがあるときは、発注者に履行期間の延長等を請求することができる。

3 発注者は、前項の規定による請求を受けた場合において、必要があると認められるときは、履行期間の延長等の措置を講じるものとする。

（本契約の成立）

第21条 この契約は、岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）第10条に基づく仮契約とし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岐阜市条例第8号）第3条により、発注者が岐阜市議会の議決を得たときに、契約は成立し、本書は書きかえられることなく本契約書とする。

（労働環境の確認等）

第22条 発注者は、岐阜市公契約条例（令和2年岐阜市条例第16号。以下「条例」という。）第13条に規定するこの契約の適正かつ適切な履行を確保するために、条例第2条第6号に規定する労働者（以下「労働者」という。）の労働環境について確認する必要があると認める場合は、受注者に対してこの契約に係る労働環境についての確認を行うことができる。

2 受注者は、発注者が行う前項の確認に協力するものとする。

3 第1項の確認を受けた受注者は、契約の名称、発注者が確認した労働環境の状況等を記載した書面を、労働者が業務に従事する場所等の見やすい場所に掲示し、若しくは労働者の閲覧に供し、又は労働者に交付するものとする。

（不利益取扱いの禁止等）

第23条 受注者は、この契約に従事する労働者が、条例第14条第1項の規定による申出を発注者にしたことを理由として、当該労働者に対して、不利益な取扱いをしてはならない。

2 発注者は、条例第14条第1項の申出を受理した場合は、受注者に対して、当該申出に係る事実について確認することができる。

（労働環境の改善等）

第24条 発注者は、第22条第1項又は前条第2項の確認の結果、労働者の適正な労働環境が確保されていないと認めた場合は、受注者に対し、これを改善するよう指導できる。

2 受注者は、前項の規定による改善の指導を受けた場合は、速やかに労働者の適正な労働環境を確保するための改善に努めるものとする。

（受注者への措置）

第25条 発注者は、受注者が関係法令、条例等を遵守していないと認められる場合その他この契約に係る労働者の適正な労働環境が確保されていないと認める場合は、受注者に対し必要な措置をとることができる。

（補則）

第26条 受注者は、この契約に定めるほか、この契約の履行にあたっては、関係法令及び条例並びに岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）を遵守しなければならない。

2 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、その都度発注者と受注者とが協議の上これを定めるものとする。